

金三百円支払っている。敗訴の場合、半額支払と約束されてきた。

(注) 徳川幕府が崩壊し大政奉還がなされ、明治新政府により、藩政が改革された。長い間藩政による圧迫が行われて、入津組の大庄屋は畑野浦にあり、入津四浦はその威力を示し、権力を振っていた。

龍興山福泉寺は人民の菩提寺として信仰が厚く、入津四浦に君臨していた。このように政治・文化・宗教の中心であった畑野浦に対し、端浦と呼ばれる各浦からの風当りは、想像以上に強いものがあつたのかも知れない。

(六) 敗訴の結果

結局裁判官は、明治元年畑野浦漁民が網代を借受け後も、弥次郎貝の採收については、四ノ浦の漁民が入会して採集していた事実明確なりと認め、

『弥次郎貝採收を畑野浦が専属する証しはなく、従つて西野浦に対し採收を差し拒む権利はない。訴訟費用は全部原告へ畑野浦に於いて負担することを相当とする。』

と、明治二十四年十月十六日、大分地方裁判所の判決が下つたのである。

(七) 控訴

これを不服とする畑野浦漁民は控訴したが、長崎控訴院に於いて翌明治二十五年一月十六日、第一審通りの結果がなされた。

かくして十年の長きにわたる『漁場妨害差し拒み事件』として争われてきた、弥次郎貝採收騒動の顛末は、畑野浦漁民の完全なる敗訴に終つた。

その後、畑野浦漁民は、東京大審院に上告したが、

に敗訴、この騒動は終末をへげる。(この資料未発見)

この問題が要因となり、楠木浦が無役の支費(無益の失費)の意(御集者)が入り、後承の被害を未然に予防するとし、分村騒動に発展して行くのである。

(附記)

この事件を契機として下入津西野浦・河内の、福泉寺(畑野浦)の檀徒は寺から離脱し、部落の庵寺を寺格に昇格させその檀徒となつた。

(昭和四十七年十二月十四日)

(以上)

資料

御改格御法度書 (一)

— 文政二年五月谷川庄屋文書 —

解説並に提供

会員 深 矢 勘 蔵

(表紙)

文政二年年

谷川

御改格御法度書

五月

庄屋
吉野兵衛預り

此度御改格ニ付町在浦へ左之通被 仰出候

一 兩所年寄并頭立候所へ共居宅之儀は、公儀或へ他領へ御使者御使等罷越候節、養宿にも相成候事故夫々分限ニ忌じ取繕置可申、尤奮々聞敷儀無之、諸事手輕

可令造作候事

附 火除大壁之儀、可為勝手次第之事

（右原文のまま割点提供者、以下後下文とする）

一 宗門改め其の外御用につき御役人所方へ罷り越し候節、兼ねて仰せ付け置かれ候通り、有合せの品を以て一汁一菜に相贈うべく、外より買調え馳走がまじき儀仕るまじく、酒肴出し候事堅く無用の事。

一 兩所役人共より御家中未々まで、年始暑寒其の外吉凶につき、音信贈答の儀去る享和三亥年無用の旨申し渡し置候延、其の後軽き品は相送り候事に自然と相成り候。此節御改め、向後は聊かの品にしては相送り候儀御停止仰せ付けられ候間、其の意を得べく候事。

一 所人共衣類の儀は、絹・紬・木綿・古き越後古びみたりとも御停止の事。

附り、女は手織貫物類長まで有米りの分着用の儀は格別、絹及び絹袖口無用、腰帯、綿羊の襟袖口一通り、絹太織帯等、是迄有り米りの分相用候儀用捨有るべき事。

一 兩所の者、櫛・笄・簪・鬘・水牛・蔀・給・其外目立候品並びに小女の髪飾、絹引袷堅く無用の事。

附り、男女共はき物・皮箱雪駄相用うべく、子供たり共絹緒裏付草履塗下駄堅く無用の事。

一 兩所の者共婚儀相整い候節、又は表立ち候節儀、私メ等いたし候はば、親類の外相招かず銘々の分限より手輕に取計らい、聊か土奢がましき儀これなく、尤も大酒、醉狂に及ばず候様、堅く相慎申すべく候事。

一 附り、婚儀の節、石打・水祝の儀かぬて御停止仰せ付け置かれ候間、尚又心得遠いこれなき様、小兒呂仕のまのどもへも、急度申し付くべく候事。

一 兩所の者ども葬式の節、大勢相集らず、分限より手輕

に、無益の費えこれなき様、且一仏事、作善の節も右に準すべく候事。

一 兩所紺屋共心得の儀は、在浦の者より目立ち候茶色模、手込及候形附、其の外染物等相親候共、請合い申すまじく、假令他領より類及来り候由申し越し候とて、其材役人共より印形書付これなく候はば、請け合ひ申すまじき旨、去る亥年仰せつけ置かれ候延、迄承心得遠いものこれある趣き下相聞こえ、以米右躰の儀これあるに於ては、急度御怒め仰せつけらるべく候事。

（以上兩所宛、以下は在浦大庄屋宛）

一 在浦大庄屋、御座敷・次間計り置備後表、其外都て七鳴表を用うべく、小役人たり共備後表御停止の事。

一 御用は、御役人在浦相廻り候節、兼ねて仰せつけ置かれ候通り、有合せの品を以て一汁一菜に相贈い、外より買調え馳走がましく仕らず、酒など出し候事は一切堅く無用、荷送り内夫等追成又人夫少女に相弁すべき事。

附り、御役人廻在の節、駕籠廻し人夫共、我難の振舞これなき様、尤も浦方に於ては、船にて押送の節、争論がましき儀これなき様相嗜み申すべく候事。

一 在浦役人共より御家中未々まで、年始暑寒其外吉凶の節、音信贈答の儀享和三亥年、無用の旨申し渡し置候延、其の後軽き品は相送り候事に自然と相成り、此節御改め、向後は聊かの品相贈り候事も御停止に仰せつけられ候間、其の意を得べく候事。

一 勢州参宮其外立願等にて所々参詣、或は四国・西国廻り觀て他参の儀は、去る文化十二年より五か年の間相成らざる段仰せ付け置かれ候延、又候当年より七か年の間御停止仰せつけられ候事。

（水子につづく）